

## ○島根県道路交通法施行細則

昭和 55 年 4 月 15 日

島根県公安委員会規則第 4 号

島根県道路交通法施行細則をここに公布する。

### 島根県道路交通法施行細則

島根県道路交通法施行細則（昭和 47 年島根県公安委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 車両の交通方法（第 6 条—第 11 条）

第 3 章 緊急自動車（第 12 条—第 14 条）

第 4 章 運転者の遵守事項（第 15 条）

第 5 章 安全運転管理者等の選任の届出等（第 16 条—第 19 条の 2）

第 6 章 道路の使用等（第 20 条—第 22 条）

第 7 章 運転免許（第 23 条—第 27 条）

第 8 章 講習（第 27 条の 2・第 27 条の 3）

第 9 章 雜則（第 28 条—第 30 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（公安委員会への申請等を行う場所）

第 1 条 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定による島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請、届出、申出、返納及び提示（以下「申請等」という。）は、当該申請等を行う者の住所地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）において行わなければならない。ただし、この規則で特に定めるもの又は島根県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定めるものについては、この限りでない。

（平 13 公委規則 1・全改）

（交通規制の効力）

第 2 条 法第 4 条第 1 項前段の規定による交通の規制の効力は、信号機にあってはその作

動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあっては、これを設置したときに発生するものとする。

- 2 前項の交通の規制の効力は信号機にあってはその作動を停止し、又はこれを撤去したときに、道路標識等にあっては、これを撤去したときに消滅するものとする。
- 3 道路工事その他やむを得ない理由により、一時的に交通の規制の効力を停止する場合は、道路標識等を被覆し、又は撤去して行うものとする。

（警察署長が行う交通規制）

第3条 法第5条第1項の規定により、警察署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項に規定するものとする。

（信号機の設置又は管理の委任）

第4条 法第5条第2項の規定により信号機の設置又は管理の委任を受けようとする者は、信号機設置・管理申請書（様式第1号）により公安委員会に申請するものとする。

- 2 公安委員会は、信号機の設置又は管理を委任するときは、信号機設置・管理委任書（様式第2号）を交付して行うものとする。

（信号に用いる灯火）

第5条 令第5条第1項に規定する警察官又は法第114条の4第1項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色
- (2) 光度 夜間100メートルの距離から確認できるもの

（平13公委規則1・令6公委規則9・一部改正）

## 第2章 車両の交通方法

（交通規制の対象から除く車両）

第6条 法第4条第2項の規定により交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げる規制の区分に応じ、当該各号に定める車両とする。

- (1) 道路標識等による規制 警衛列自動車及び警護列自動車
- (2) 最高速度の規制 専ら交通の取締りに従事する自動車（最高速度の規制が令に定める速度以下の場合に限る。）
- (3) 車両の通行禁止（一方通行及び車両通行止め等の区間規制又は区域規制に関連して規制する指定方向外進行禁止以外の指定方向外進行禁止を除く。）の規制 次に掲げ

る車両

- ア 負傷者又は急病人の救護、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
- イ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する災害応急対策に使用中の車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に規定する国民の保護のための措置に使用中の車両
- ウ 檢察官、検察事務官又は刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 190 条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両
- エ 令第 14 条の 2 に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務を遂行中の車両
- オ 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、選挙運動又は政治活動のために使用中のもの
- カ 警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両
- ク 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業に関する応急作業のために使用中の車両
- ケ 次に掲げる車両で、通行禁止除外指定車（様式第 3 号）の標章を掲出しているもの
  - (ア) 医師が緊急往診又は緊急手当てのために使用中の車両
  - (イ) 専ら郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に規定する通常郵便物の集配のために使用中の車両
  - (ウ) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電報の配達のために使用中の車両
  - (エ) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両
  - (オ) 執行官法（昭和 41 年法律第 111 号）の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両
  - (カ) 更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両
  - (キ) 児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両

- (ク) 道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両
  - (ケ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
  - (コ) 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
  - (サ) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
  - (シ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問し助産等を行うため使用中の車両
- (4) 駐車禁止の規制 次に掲げる車両。ただし、駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められる車両に限る。
- ア 令第 13 条第 1 項に規定する自動車で、当該業務を遂行中の車両
  - イ 負傷者又は急病人の救護、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
  - ウ 災害対策基本法に規定する災害応急対策に使用中の車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する国民の保護のための措置に使用中の車両
  - エ 檢察官、検察事務官又は刑事訴訟法第 190 条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両
  - オ 令第 14 条の 2 に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務を遂行中の車両
  - カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、選挙運動又は政治活動のために使用中のもの
  - キ 警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両
  - ク 警察活動に伴い停止を求められている車両
  - ケ 警察車両が随伴する車両
  - コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のために使用中の車両
  - サ 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業に関する応急作業のために使用中の車両
  - シ 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車（様式第 4 号）の標章を掲出しているもの
    - (ア) 医師等が緊急往診又は緊急手当てのために使用中の車両

- (イ) 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配のために使用中の車両
  - (ウ) 電気通信事業法に規定する電報の配達のために使用中の車両
  - (エ) 狂犬病予防法の規定に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両
  - (オ) 執行官法の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両
  - (カ) 更生保護法の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両
  - (キ) 児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両
  - (ク) 道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両
  - (ケ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
  - (コ) 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
  - (サ) 道路運送車両法の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
  - (シ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問し看護を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問し助産等を行うため使用中の車両
- ス 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（（オ）については、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。）
- (ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第 1 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の級別に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの
  - (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第 1 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの
  - (ウ) 島根県療育手帳交付要綱（平成 2 年 6 月 27 日付け児発第 267 号）に基づく療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は島根県立心と体の相談センターにおいて知的障害者と判定された者に対して交付された手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている

者のうち、重度の障害を有するもの

(工) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める 1 級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 1 項の小児慢性特定疾病のうち色素性乾皮症をり患している者

2 前項第 3 号ヶ又は同項第 4 号シ若しくはスの標章の交付を受けようとする者（同号スの標章の交付を受けようとする者にあっては、島根県内に住所を有する者に限る。）は、除外標章交付申請書（様式第 6 号）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じ、それぞれ次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 第 1 項第 3 号ヶ又は同項第 4 号シに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面  
イ 当該車両が第 1 項第 3 号ヶ又は同項第 4 号シに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

(2) 第 1 項第 4 号スに掲げる者に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第 1 項第 4 号スに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面  
イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

4 公安委員会は、第 2 項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、当該申請に係る車両（第 1 項第 4 号スの標章に係る申請については、当該標章の交付を受けようとする者）が第 1 項第 3 号ヶ又は同項第 4 号シ若しくはスのいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章を交付するものとする。

5 前項の規定により交付する標章（以下この条において単に「標章」という。）の有効期限は、原則として 3 年とする。

6 標章は、当該車両の前面ガラスの見やすい箇所（前面ガラスがない構造の車両にあっては、外部から見やすい位置。第 8 条第 8 項において同じ。）に掲出しなければならない。この場合において、運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲出しなけれ

ばならない。

7 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官の指示があったときは、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。）。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して除外標章再交付申請書（様式第7号）により公安委員会に標章の再交付を申請し、再交付を受けることができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更が生じたときは、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

10 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第7項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

11 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、除外の指定を受けた区域又は道路を管轄する警察署長を経由して、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

（平19公委規則15・全改、平22公委規則1・平26公委規則9・平28公委規則

25・平31公委規則5・令4公委規則16・令7公委規則12・一部改正）

（通行の許可）

第7条 令第6条第3号に規定する公安委員会の定める事情は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行することがやむを得ないと認められること。
- (2) 冠婚葬祭等社会の慣習上、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行することがやむを得ないと認められること。

(3) 公益上若しくは業務上の必要により、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行することがやむを得ないと認められること。

2 警察署長は、法第8条第2項による許可をしたときは、通行禁止・歩行者用道路通行許可車（様式第9号）の標章を交付するものとする。

（平13公委規則1・一部改正）

（駐車の許可）

第8条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 許可を受けようとする駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。以下この項において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 法第45条の規定に基づき、駐車が禁止されている場所（同条第1項各号に掲げる場所（放置車両となる場合に限る。）及び同条第2項に規定する場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他の駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

- イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね 100 メートル以内
- 2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第 10 号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めたときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。
- 3 前項の場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、島根県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがるときは、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。
- 4 第 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。
- (1) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
  - (2) 許可を受けようとする場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）
  - (3) 許可を受けようとする用務を疎明する書面
- 5 警察署長は、第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができる。
- 6 警察署長は、駐車を許可したときは、駐車許可証（様式第 10 号）を交付するものとする。ただし、第 2 項ただし書に規定する場合にあっては、この限りでない。
- 7 警察署長は、前項本文の駐車許可証の交付（以下単に「駐車許可証の交付」という。）を受けた者が第 5 項の規定により付した条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該駐車許可証を車両の前面ガラスの見やすい場所に掲出しなければならない。
- 9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第 10 号の 2）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
- 10 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（様式第 10 号の 3）に記載事項の変更を証する書

面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

11 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第4号の場合にあっては、返納）しなければならない。

- (1) 駐車許可の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

（令7公委規則12・全改）

（高齢運転者等標章の申請等）

第8条の2 法第45条の2第1項の規定による普通自動車の届出及び同条第2項の規定による高齢運転者等標章の申請、同条第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請並びに施行規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 管轄警察署
  - (2) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番（管轄警察署が出雲警察署の場合に限る。）
- 2 法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。
- (1) 管轄警察署
  - (2) 管轄警察署に置く交番（雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番を含む。）及び駐在所
- （平22公委規則1・追加、令2公委規則2・令2公委規則8・一部改正）  
（軽車両の灯火）

第9条 令第18条第1項第5号の規定により、軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 灯火の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯
- (2) 灯火の色が橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認するこ

とができる光度を有する尾灯

- 2 軽車両が夜間後方 100 メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 32 条第 2 項の規定による自動車の前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から確認できる橙色又は赤色の反射器材 1 個（後面の幅が 0.5 メートル以上の軽車両にあっては、その両端に各 1 個）以上を備えているときは、前項第 2 号に定める尾灯をつけることを要しない。

（平 13 公委規則 1 ・ 平 19 公委規則 11 ・ 令 6 公委規則 9 ・ 一部改正）

（公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限）

第 9 条の 2 令第 22 条第 3 号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第 2 に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1 メートルとする。

（平 16 公委規則 3 ・ 追加、平 19 公委規則 15 ・ 一部改正）

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第 10 条 法第 57 条第 2 項の規定により軽車両の運転者は、次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

（1） 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 普通自転車又は普通自転車以外の 2 輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア） 16 歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者 1 人を幼児用座席に乗車させている場合

（イ） 16 歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者 2 人を幼児 2 人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び 2 の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合

（ウ） 16 歳以上の運転者が、4 歳未満の者を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（（イ）に該当する場合を除く。）

（エ） タンデム車（2 人用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者 1 人を乗車させている場合

（オ） 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 14 第 2 項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

イ 普通自転車及び普通自転車以外の 2 輪の自転車を除く軽車両には、その乗車装置

に応じた人員を超える人員を乗車させないこと。

(2) 積載物の重量並びに長さ、幅及び高さの制限は、次表に定めるとおりとする。

車種	重量	大きさ		
		長さ	幅	高さ
自転車	30 キログラム。 物を積載するため の特別な構造を有 するものは 60 キ ログラム。リヤ カーをけん引する 場合は、リヤカー に 120 キログラ ム。	積載装置の長さに 0.3 メートルを加 えたもの。	積載装置の幅に 0.3 メートルを加 えたもの。	2 メートルからそ の積載する場所の 高さを減じたも の。
牛馬車	4 輪のもの 2,000 キログラム。2 輪 のもの 1,500 キロ グラム。	乗車装置又は積載 装置の長さに 0.6 メートルを加えた もの。	乗車装置又は積載 装置に 0.3 メート ルを加えたもの。	3 メートルからそ の積載する場所の 高さを減じたも の。
大車 (荷台の面積 1.65 平方メー トル以上の荷車)	750 キログラム。	同上	同上	2 メートルから、 その積載する場所 の高さを減じたも の。
その他の荷車	450 キログラム。	同上	同上	同上

(3) 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で、積載してはならない。

ア 自転車にあっては、その積載装置の前後から最もはみ出した部分の合計が 0.3  
メートル、牛馬車及び大車にあっては、その乗車装置又は積載装置の前後から最  
もはみ出した部分の合計が 0.6 メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 自転車にあっては、その積載装置の左右から、牛馬車及び大車にあっては、乗車  
装置又は積載装置の左右からそれぞれ 0.15 メートルを超えてはみ出さないこと。

(平 9 公委規則 4 ・ 平 19 公委規則 11 ・ 平 20 公委規則 8 ・ 平 21 公委規則 10 ・ 平  
29 公委規則 5 ・ 令 2 公委規則 6 ・ 令 2 公委規則 8 ・ 令 5 公委規則 6 ・ 一部改正)  
(自動車以外の車両のけん引制限)

第11条 法第60条の規定により自動車以外の車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならない。

- 2 一般原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する一般原動機付自転車によって、けん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除き、他の車両をけん引してはならない。
- 3 一般原動機付自転車の運転者は、故障等の理由により一般原動機付自転車（以下この項において「故障車」という。）をけん引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次に定めるところにより、その故障車をけん引することができる。
  - (1) けん引する一般原動機付自転車と故障車を堅ろうなロープ、鎖等（第4号及び第5項において「ロープ等」という。）によって確実につなぐこと。
  - (2) その故障車を運転する資格を有する者にハンドルその他の装置を操作させること。
  - (3) けん引する一般原動機付自転車と故障車との間の距離は、5メートルを超えないこと。
  - (4) けん引中は、ロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白い布をつけること。
- 4 特定小型原動機付自転車の運転者は、他の車両をけん引してはならない。
- 5 軽車両の運転者は、他の軽車両をけん引する場合であって、けん引する軽車両とけん引される軽車両相互をけん引装置又はロープ等によって確実につないでいるときを除き、他の車両をけん引してはならない。

（平13公委規則1・令5公委規則6・一部改正）

### 第3章 緊急自動車

（使用の届出等）

第12条 令第13条第1項第1号に掲げる消防用自動車若しくは同項第1号の2に掲げる救急用自動車又は令第14条の2第1号に掲げる道路維持作業用自動車（以下「消防用自動車等」という。）を使用する者は、消防用自動車等使用届出書（様式第11号）により、公安委員会に届け出なければならない。

- 2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは緊急自動車（消防用・救急用）届出確認書（様式第12号）又は道路維持作業用自動車届出確認書（様式第13号）（以下「届出確認書」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の届出確認書は、当該届出に係る自動車に備え付けておかなければならない。

(令4公委規則2・一部改正)

(指定の申請等)

第13条 令第13条第1項第1号の3から第12号までに掲げる緊急自動車又は令第14条の2第2号に掲げる道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定を受けようとする者は、緊急自動車等指定申請書（様式第14号）（以下「指定申請書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、緊急自動車等指定書（様式第15号）（以下「指定書」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の指定書は、当該指定に係る自動車に備え付けておかなければならない。

(平9公委規則4・平26公委規則5・一部改正)

(届出確認書等の記載事項の変更の届出等)

第14条 届出確認書又は指定書（以下「届出確認書等」という。）の交付を受けた者は、当該届出確認書等の記載事項に変更があったときは、届出確認書等記載事項変更届（様式第16号）により、速やかに公安委員会に届け出て、届出確認書等の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

- 2 届出確認書等の交付を受けた者は、届出確認書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、届出確認書等再交付申請書（様式第17号）を公安委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 3 届出確認書等の交付を受けた者は、当該届出確認書等の再交付を受けた後において亡失した届出確認書等を発見し、若しくは回復したとき、又は消防用自動車等若しくは緊急自動車等として使用しなくなったときは、速やかに当該届出確認書等を公安委員会に返納しなければならない。

(令4公委規則2・一部改正)

#### 第4章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第15条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。
- (2) 車両を後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させる等後方の安全を確認すること。

- (3) 下駄、ハイヒール等運転操作を妨げるおそれのあるはき物をはいて車両（軽車両を除く。）を運転しないこと。
- (4) 積雪又は凍結している道路において自動車（小型特殊自動車及びキャタピラを有する車両を除く。）及び原動機付自転車を運転するときは、全車輪にスノータイヤ（効果限界線以上に磨滅していないものに限る。）又は駆動輪にタイヤチェーンを取り付ける等有効な滑り止め措置を講ずること。
- (5) 令第13条第1項に定める自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (6) 傘をさし、物をかつぐ等運転の視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動2輪車、普通自動2輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。
- (7) 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動2輪車又は普通自動2輪車（側車付のもので当該側車に乗車させる場合を除く。）に人を乗車させる場合は、進行方向に向って座席にまたがらせて乗車させ運転すること。
- (8) 有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。
- (9) 普通自動2輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいうように表示すること。
- (10) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標若しくは車両番号標又は前号の標識（以下この号において「番号標等」という。）に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて車両（番号標等を取り付けることとされているものに限る。）を運転しないこと。

（平12公委規則5・追加、平13公委規則1・平18公委規則1・平27公委規則9・平28公委規則4・平31公委規則5・令6公委規則9・一部改正）

## 第5章 安全運転管理者等の選任の届出等

（安全運転管理者等の選任の届出等）

第16条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下

「安全運転管理者等」という。) の選任又は解任の届出は、安全運転管理者等に関する届出書（安全運転管理者については様式第18号、副安全運転管理者については様式第18号の2）を公安委員会に提出して行うものとする。

- 2 前項の安全運転管理者等の選任に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者であることを副安全運転管理者の選任の要件とした場合であって、第1号に掲げる書類として運転免許証の写しを添付するときは、第2号に掲げる書類の添付を要しない。
  - (1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証の写し又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの表面の写し
  - (2) 安全運転管理者にあってはその者の運転管理経歴証明書（様式第18号の3）、次条第2項に規定する教習修了証の写し又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し、副安全運転管理者にあってはその者の運転管理経歴証明書、自動車の運転の経験の期間を証明するもの又は第18条第2項に規定する資格認定証の写し
  - (3) 現に自動車の運転免許を受けている者にあっては、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの
- 3 法第74条の3第5項の規定により安全運転管理者等の選任に係る届出をした自動車の使用者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から15日以内に公安委員会に届け出なければならない。
  - (1) 届出者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (2) 自動車の使用の本拠の名称及び位置
  - (3) 安全運転管理者等の氏名
  - (4) 安全運転管理者等の職務上の地位
  - (5) 使用する自動車の台数
- 4 前項の規定による届出は、安全運転管理者等に関する届出書を提出して行うものとする。  
(昭62公委規則5・平10公委規則5・平15公委規則3・平19公委規則11・平24公委規則14・平31公委規則5・令2公委規則2・令4公委規則2・令7公委規則7・一部改正)  
(教習の申請等)

第17条 施行規則第9条の9第1項第2号の規定により公安委員会が行う教習を受けようとする者は、安全運転管理者教習申請書（様式第20号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対し教習修了証（様式第21号）を交付するものとする。

（認定の申請等）

第18条 施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により公安委員会の認定を受けようとする者は、安全運転管理者・副安全運転管理者資格認定申請書（様式第22号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定により申請のあった場合において、認定したときは、資格認定証（様式第23号）を交付するものとする。

（安全運転管理者等の解任命令等）

第19条 法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令は、安全運転管理者・副安全運転管理者解任命令書（様式第24号）により行うものとする。

2 法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正措置命令は、自動車の使用者に対する是正措置命令書（様式第24号の2）により行うものとする。

（平9公委規則4・平10公委規則5・平19公委規則11・令4公委規則14・一部改正）

（自動車の使用者等に対する報告又は資料の提出命令）

第19条の2 法第75条の2の2の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する必要な報告又は資料の提出命令は、安全運転管理報告・資料提出命令書（様式第25号）により行うものとする。

（昭62公委規則5・追加、平9公委規則4・一部改正）

## 第6章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第20条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において自転車の運転の練習をすること。
- (2) 牛馬等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (3) 凍結するおそれのあるときに道路に水をまくこと。
- (4) 泥土、汚水、雪、くぎ、ごみ、くず等交通の妨害となるような物又はかんしゃく玉、

爆竹等音を発するような物を、みだりに道路にまき、投げ、又は捨てること。

- (5) 道路においてたき火をすること。
- (6) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路上に突き出すこと。
- (7) 車両の運転者の目をげん惑するような光をみだりに道路に放射すること。

(平13公委規則1・一部改正)

(道路における許可を要する行為)

第21条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして、公安委員会が定める行為は、次に掲げるもの（公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものと除く。）とする。

- (1) 道路において、一般交通に著しい影響をおよぼすような通行の形態で集団行進をすること。
- (2) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレードその他これらに類する催し物をすること。
- (3) 道路において、消防、ひ難、救護その他の訓練をすること。
- (4) 道路において、口케ーション、撮影会その他これらに類する行為をすること。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告又は宣伝すること。
- (6) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 広告又は宣伝等のため、印刷物その他の物を道路に散布すること。
- (8) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等を放送すること。
- (9) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

(平13公委規則1・平13公委規則6・平18公委規則1・平27公委規則9・平29公委規則11・平31公委規則5・令5公委規則6・一部改正)

(道路使用の許可の取消し等)

第22条 法第77条第5項の規定により道路使用の許可を取消し、又は許可の効力を停止するときは、道路使用の許可の取消（停止）通知書（様式第26号）によって行うものと

する。

(平9公委規則4・一部改正)

## 第7章 運転免許

### (試験等の実施場所)

第23条 法第89条第1項に規定する運転免許試験、同条第3項に規定する技能検査、法第91条の2第3項に規定する審査、法第100条の2第1項に規定する再試験及び施行規則第18条の5に規定する審査は、次に掲げる場所において行うものとする。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) その他公安委員会の指定する道路又は場所

(平9公委規則4・全改、平13公委規則1・平14公委規則9・平26公委規則6・令4公委規則9・一部改正)

### (適性検査の受検命令等)

第23条の2 法第90条第8項及び法第103条第6項の規定による適性検査の受検命令は適性検査受検命令書（様式第26号の2）により、医師の診断書の提出命令は診断書提出命令書（様式第26号の3）により行うものとする。

(平14公委規則9・追加、平21公委規則8・一部改正)

### (免許の条件の付与等の申請)

第23条の3 法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター

(令4公委規則9・追加)

### (免許証の記載事項の変更届出)

第23条の4 法第94条第1項及び法第95条の5第2項の規定による免許証の記載事項の変更届出（第24条の2の規定による免許証の更新の申請に併せてする届出を除く。）は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署（浜田警察署を除く。）。ただし、仮免許に係る免許証にあっては、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所（次条第1項第3号において「届出自

動車教習所」という。)の所在地を管轄する警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。)

- (4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番(仮免許に係る免許証を除く。  
次条第1項第4号及び第23条の6第1項第4号において同じ。)  
(平16公委規則6・追加、平17公委規則3・平19公委規則19・平20公委規則  
5・平21公委規則6・平22公委規則1・平29公委規則13・令2公委規則2・  
一部改正、令4公委規則9・旧第23条の3繰下、令7公委規則7・一部改正)  
(免許証の再交付の申請)

第23条の5 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請(第24条の2の規定  
による免許証の更新の申請に併せてする申請を除く。)は、次に掲げるいずれかの場所  
において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター  
(2) 島根県西部運転免許センター  
(3) 警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。以下この号、第24条の2第1項第3  
号及び第25条の4第3号において同じ。)。ただし、仮免許に係る免許証にあっては、  
届出自動車教習所の所在地を管轄する警察署  
(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

2 施行規則第21条第6項に規定する公安委員会規則で定める場合は、前項の申請を行  
う場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真によ  
る免許証の作成を希望する場合は、この限りでない。

- (平16公委規則6・追加、平17公委規則3・平29公委規則13・令元公委規則  
6・令2公委規則2・一部改正、令4公委規則9・旧第23条の4繰下、令7公  
委規則7・一部改正)  
(特定免許情報の記録等の申請等)

第23条の6 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請、法第95条  
の2第10項の規定による免許情報記録の抹消届出及び同条第11項の規定による免許証  
の交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター  
(2) 島根県西部運転免許センター  
(3) 警察署(松江警察署及び浜田警察署を除く。)  
(4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

2 施行規則第 21 条の 2 第 3 項及び第 21 条の 9 第 3 項に規定する公安委員会規則で定める場合は、法第 95 条の 2 第 1 項の規定による特定免許情報の記録の申請及び同条第 11 項の規定による免許証の交付の申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による特定免許情報の記録等を希望する場合は、この限りでない。

(令 7 公委規則 7 ・追加)

(認知機能検査)

第 23 条の 7 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及びロ、法第 101 条の 4 第 2 項並びに法第 101 条の 7 第 1 項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書（様式第 26 号の 4）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、認知機能検査結果通知書（様式第 26 号の 5 又は様式第 26 号の 6 及び様式第 26 号の 7）を交付するものとする。

(平 21 公委規則 8 ・追加、平 29 公委規則 1 ・一部改正、令 4 公委規則 9 ・旧第 23 条の 5 緯下・一部改正、令 7 公委規則 7 ・旧第 23 条の 6 緯下)

(運転技能検査)

第 23 条の 8 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ及びハ並びに法第 101 条の 4 第 3 項に規定する運転技能検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（様式第 26 号の 8）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の検査を終了した者に対し、運転技能検査受検結果証明書（様式第 26 号の 9）を交付するものとする。

(令 4 公委規則 9 ・追加、令 7 公委規則 7 ・旧第 23 条の 7 緯下)

(合格決定の取消しの通知)

第 24 条 法第 97 条の 3 第 2 項の規定による運転免許試験の合格決定の取消し通知は、運転免許試験合格決定取消通知書（様式第 27 号）によって行うものとする。

(平 9 公委規則 4 ・一部改正)

(免許証等の更新の申請等)

第 24 条の 2 法第 101 条第 1 項の規定による免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新の申請（以下この条並びに第 25 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 6 号において「更新の申請」という。）及び法第 101 条の 2 第 1 項の規定による更新期間前における免許証等の更新の申請（第 25 条の 2 第 1 項第 5 号において「期間前更新申請」という。）並びにこれらの申請に併せて行う法第 94 条第 1 項及び第 95 条の 5 第 2 項の規

定による免許証等の記載事項の変更届出並びに法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署
- (4) 雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番、出雲警察署平田広域交番、出雲警察署大社広域交番及び大田警察署温泉津広域交番
- (5) 隠岐開発総合センター及び知夫村役場
- (6) その他警察本部交通部運転免許課長が必要と認める場所

2 前項の規定にかかわらず、更新の申請を法第101条の2の2第1項の規定により経由地公安委員会を経由して行う場合は、前項第1号又は第2号の場所において行わなければならない。

3 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第30条の7第4項の規定による公安委員会規則で定める場合は、前2項の申請を行う場合とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前2項の申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による免許証の作成を希望する場合
- (2) 第1項の申請を行う者が法第103条第1項の規定による免許の効力を停止されている者である場合
- (3) 更新の申請を法第101条の2の2第1項の規定により経由地公安委員会を経由して行う場合
  - （平13公委規則1・追加、平13公委規則6・平14公委規則1・平14公委規則9・平16公委規則6・平17公委規則3・平23公委規則1・平24公委規則8・平26公委規則6・令2公委規則2・令5公委規則3・令7公委規則7・一部改正）

（医師の届出）

第24条の3 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、届出書（様式第27号の2）により行うものとする。

（平26公委規則6・追加）

（医師による確認要求等）

第24条の4 法第101条の6第2項の規定による医師の確認要求は確認要求書（様式第

27号の3)により、公安委員会の回答は回答書(様式第27号の4)により行うものとする。

(平26公委規則6・追加)

(届出の移送通知)

第24条の5 法第101条の6第4項の規定による通知は、届出移送通知書(様式第27号の5)により行うものとする。

(平26公委規則6・追加)

(臨時適性検査の通知等)

第25条 法第102条第6項又は法第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は臨時適性検査通知書(様式第28号、様式第28号の2、様式第28号の2の2、様式第28号の2の3、様式第28号の3又は様式第28号の4)により、法第102条第1項から第4項までの規定による医師の診断書の提出命令は診断書提出命令書(様式第28号の4の2、様式第28号の4の3又は様式第28号の4の4)により行うものとする。

(平9公委規則4・平14公委規則9・平21公委規則8・平26公委規則6・平29公委規則1・令4公委規則9・令5公委規則3・一部改正)

(免許の取消し及び運転経歴証明書等の交付の申請等)

第25条の2 法第104条の4第1項前段の規定による免許の取消しの申請(第3号において「取消しの申請」という。)及び同項後段の規定による他の種類の免許を受けたい旨の申出(以下この項において「他の種類の免許を受けたい旨の申出」という。)並びに法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書及び同条第3項の規定による運転経歴情報(以下「運転経歴証明書等」という。)の交付又は記録の申請、施行規則第30条の10第1項及び第30条の15第1項の規定による記載事項の変更の届出及び施行規則第30条の11第1項の規定による再交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署(松江警察署(現に受けている二種以上の免許のうち一部の免許について取消しの申請(第5号及び第6号において「免許の一部取消し申請」という。)及び取消しの申請に併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。)及び浜田警察署を除く。)
- (4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番

(5) 雲南警察署三成広域交番、雲南警察署掛合広域交番及び大田警察署温泉津広域交番  
(更新の申請又は期間前更新申請に併せて免許の一部取消し申請又は他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。)

(6) 隠岐開発総合センター及び知夫村役場 (更新の申請に併せて免許の一部取消し申請又は他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合に限る。)

2 施行規則第 30 条の 8 第 1 項に規定する運転経歴証明書交付等申請書及び施行規則第 30 条の 11 第 1 項に規定する運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書等交付・再交付申請書（様式第 28 号の 5）とする。

3 施行規則第 30 条の 8 第 2 項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同条第 1 項の規定による申請を行う場合とする。

4 施行規則第 30 条の 10 第 2 項及び第 30 条の 15 第 2 項に規定する届出書は、運転経歴証明書等記載事項変更届（様式第 28 号の 6）とする。

5 施行規則第 30 条の 11 第 2 項に規定する公安委員会規則で定める場合は、同条第 1 項各号に該当する場合とする。ただし、当該申請を行う者が申請用写真を持参し、当該申請用写真による運転経歴証明書の作成を希望する場合は、この限りでない。

（令元公委規則 6・全改、令 2 公委規則 2・令 5 公委規則 3・令 7 公委規則 7・一部改正）

（免許証等の返納等）

第 25 条の 3 法第 106 条の 3 第 1 項の規定による免許証の返納、法第 107 条の 10 第 1 項の規定による国外運転免許証の返納、施行規則第 30 条の 12 第 1 項の規定による運転経歴証明書の返納及び施行規則第 30 条の 16 第 1 項の規定による運転経歴情報の抹消は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署（浜田警察署を除く。）
- (4) 出雲警察署平田広域交番及び出雲警察署大社広域交番
- (5) その他警察本部交通部運転免許課長が必要と認める場所

2 施行規則第 30 条の 12 第 2 項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届（様式第 28 号の 7）とする。

3 施行規則第 30 条の 16 第 2 項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届（様式第 28 号の 8）とする。

(令2公委規則2・追加、令4公委規則9・令7公委規則7・一部改正)

(国外運転免許証の交付申請)

第25条の4 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請は、次に掲げるいずれかの場所において行わなければならない。

- (1) 島根県運転免許センター
- (2) 島根県西部運転免許センター
- (3) 警察署

(令2公委規則2・追加)

第26条 削除

(令4公委規則9)

(緊急自動車の運転資格の審査)

第27条 令第32条の2第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項、第32条の3の2第2項、第32条の5第1項又は同条第2項の規定により緊急用務のための大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動2輪車又は普通自動2輪車の運転資格の審査を受けようとする者は、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第30号）を公安委員会に提出しなければならない。

(平9公委規則4・旧第28条繰上・一部改正、平13公委規則1・平19公委規則11・平29公委規則1・令4公委規則9・一部改正)

第8章 講習

(平14公委規則9・追加)

(公安委員会が行う任意講習)

第27条の2 法第108条の2第2項の規定に基づき行う講習は、特定任意講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。次条において「講習等に関する規則」という。）第2条に定める基準に適合するものを行う講習をいう。）とする。

(令4公委規則9・全改)

(公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査及び講習)

第27条の3 講習等に関する規則第4条第2項第1号口に規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査を受けようとする者は、資格審査申請書（様式第31号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の審査に合格した者に対し、別に定める審査合格証明書を交付す

るものとする。

- 3 講習等に関する規則第4条第2項第1号口に規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けようとする者は、講習受講申請書（様式第32号）を公安委員会に提出しなければならない。
- 4 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対し、別に定める講習終了証明書を交付するものとする。

（平22公委規則6・全改、令4公委規則9・一部改正）

#### 第9章 雜則

（平14公委規則9・旧第8章繰下）

（使用者に対する通知）

第28条 法第108条の34の規定による通知の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 運転者の住所、氏名及び年齢
- (2) 違反の年月日及び場所
- (3) 違反事実の概要

（平9公委規則4・旧第29条繰上・一部改正、平10公委規則5・平13公委規則1・一部改正）

（高速自動車国道等における権限）

第29条 法第114条の3の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）第30条第1号の高速道路等に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

（昭58公委規則2・追加、平9公委規則4・旧第30条繰上、平13公委規則1・平15公委規則14・平19公委規則2・一部改正）

（地域交通安全活動推進委員協議会の区域）

第30条 法第108条の30第1項の規定により地域交通安全活動推進委員が地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年島根県条例第30号）に定める警察署の管轄区域とする。

（平3公委規則3・追加、平9公委規則4・旧第31条繰上、平10公安規則5・一部改正）

#### 附 則

- 1 この規則（以下「改正規則」という。）は、昭和55年5月1日から施行する。
- 2 削除

(平9公委規則4)

- 3 改正規則施行の際、現に島根県道路交通法施行細則（昭和47年島根県公安委員会規則第2号）の規定により公安委員会に対して行われている各種の申請その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ改正規則の相当規定により公安委員会に対してなされた手續又は公安委員会がした処分とみなす。
- 4 改正規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 改正規則の施行前にした反則行為に対する反則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年公委規則第2号）

この規則は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則（昭和62年公委規則第5号）

この規則は、昭和62年9月26日から施行する。

附 則（平成3年公委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年公委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年公委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年公委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年公委規則第5号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年公委規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、平成13年3月24日から施行する。

附 則（平成13年公委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条の2の改正規定は、平成13年7月2日から施行する。

附 則（平成14年公委規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公委規則第9号）

この規則は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年公委規則第 3 号）

この規則は、平成 15 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（平成 15 年公委規則第 14 号）

この規則は、平成 15 年 9 月 21 日から施行する。

附 則（平成 15 年公委規則第 20 号）

1 この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の島根県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、改正後の島根県道路交通法施行細則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、申請者又は届出者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。

附 則（平成 16 年公委規則第 3 号）

1 この規則は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の島根県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）別表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則第 9 条の 2 の適用については、同条中「4.1 メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8 メートル」とする。

附 則（平成 16 年公委規則第 6 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年公委規則第 10 号）

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年公委規則第 11 号）

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年公委規則第 13 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年公委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年公委規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年公委規則第 5 号）

この規則中第 1 条及び第 5 条の規定は平成 17 年 3 月 22 日から、第 2 条から第 4 条まで

及び第6条の規定は平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年公委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年公委規則第14号）

この規則中第1条及び第3条の規定は平成17年9月25日から、第2条及び第4条から第6条までの規定は平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年公委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公委規則第10号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年公委規則第14号）

この規則は、平成18年11月25日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第2号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年3月5日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第11号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第15号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年8月31日から施行する。ただし、附則第2条第9項及び第10項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県道路交通法施行細則（以下「旧細則」という。）第6条第3項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間、改正後の島根県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第6条第4項の規定により交付された様式第3号及び様式第4号の標章とみなす。

2 前項の規定により新細則様式第4号の標章とみなされた標章（以下「みなし標章」という。）を有する者で、新細則第6条第1項第4号ス（ア）から（オ）までのいずれに

も該当しないものは、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該みなし標章を提出してその有効期限を延長するよう申請することができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該みなし標章の有効期限を平成22年8月31日と変更した上で、その者に当該みなし標章を返還するものとする。
- 4 公安委員会は、新細則第6条第2項の規定により、同条第1項第4号シ（ア）から（シ）までに該当する車両に係る標章の交付を受けようとする者から新細則様式第4号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該申請に係る車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第4項の規定により標章を交付するものとする。
- 5 公安委員会は、新細則第6条第2項の規定により、同条第1項第4号ス（ア）から（オ）までに該当する者から新細則様式第4号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該申請者が使用する車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第4項の規定により標章を交付するものとする。
- 6 この規則の施行の際新細則第6条第1項第4号シに該当しない車両について現に受理している旧細則第6条第1項第4号キの標章の交付の申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際新細則第6条第1項第4号スに該当しない者から現に受理している旧細則第6条第1項第4号イの標章の交付の申請の取扱いについては、なお従前の例による。この場合において、当該申請に係る標章の有効期限は、平成22年8月31日とする。
- 8 旧細則第6条第1項第4号ア及び力に規定する車両であって新細則第6条第1項第4号シ（イ）、（ウ）、（ク）又は（コ）に該当するものは、平成19年12月31日までの間は、同条第1項第4号シに規定する標章の掲出の有無にかかわらず、同号シに規定する標章を掲出している車両とみなす。
- 9 新細則第6条第1項第4号シに掲げる車両について同条第4項の規定による様式第4号の標章の交付を受けようとする者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第2項の規定の例により交付の申請をすることができる。
- 10 公安委員会は、前項の規定により交付の申請があった場合には、施行日前においても、新細則第6条第4項の規定の例により、様式第4号の標章を交付することができる。この場合において、同項の規定の例により交付を受けたときは、施行日において同項の規定によりその交付を受けたものとみなす。

11 警察署長が施行日前に旧細則第8条第1項の規定により交付した駐車許可証で、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該駐車許可証の有効期限が到来するまでの間、新細則第8条第5項の規定により交付した駐車許可証とみなす。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第3条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成19年公委規則第19号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年公委規則第5号）

この規則中第23条の3第2項の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公委規則第8号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成21年公委規則第5号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第8号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第10号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年公委規則第15号）

この規則は、平成21年11月28日から施行する。

附 則（平成 22 年公委規則第 1 号）

この規則中第 6 条第 1 項第 4 号の改正規定、別表第 1 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の項の改正規定、同表に肝臓機能障害の項を加える改正規定、別表第 2 に一般国道 9 号（益田道路）の項を加える改正規定及び同表一般県道久城インター線の項の改正規定は平成 22 年 4 月 1 日から、その他の規定は同月 19 日から施行する。

附 則（平成 22 年公委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年公委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年公委規則第 8 号）

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年公委規則第 10 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年公委規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 24 年公委規則第 8 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年公委規則第 14 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年公委規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 25 年公委規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年公委規則第 7 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年公委規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 26 年公委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年公委規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年公委規則第 9 号）

この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年公委規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（平成 27 年公委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年公委規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公委規則第 25 号）

この規則は、平成 28 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 29 年公委規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年公委規則第 5 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年公委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年公委規則第 11 号）

この規則は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年公委規則第 13 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年公委規則第 1 号）

この規則は、平成 30 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成 31 年公委規則第 5 号）

この規則は、平成 31 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和元年公委規則第 2 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年公委規則第 3 号）

この規則は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則（令和元年公委規則第 6 号）

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年公委規則第 2 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公委規則第6号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年公委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県道路交通法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年公委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式による用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年公委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正）

2 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

（島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（令和4年公委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年公委規則第16号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年公委規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公委規則第6号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年公委規則第2号）

この規則は、令和6年3月9日から施行する。

附 則（令和6年公委規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する道路交通法（昭和35年法律第105号）第120条第1項第10号の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年公委規則第3号）

この規則は、令和7年3月2日から施行する。

附 則（令和7年公委規則第7号）

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

附 則（令和7年公委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県道路交通法施行細則第6条第2項の規定により提出されている同規則様式第6号、様式第7号及び様式第8号の申請書の取扱いについては、なお従前の例による。

（島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正）

3 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

別表第1（第6条関係）

(平19公委規則15・追加、平21公委規則5・平22公委規則1・一部改正)

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	—
	移動機能 1級から4級までの各級	—
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—

肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
--------	-------------	------------------

別表第2（第9条の2関係）

（平27公委規則3・全改、平28公委規則4・平28公委規則25・平30公委規則1・平31公委規則5・令元公委規則3・令2公委規則2・令6公委規則2・令7公委規則3・一部改正）

路線名	区間
高速自動車国道（中国縦貫自動車道）	鹿足郡吉賀町田野原地内山口県境から鹿足郡吉賀町蓼野地内山口県境まで
高速自動車国道（中国横断自動車道・広島浜田線）	邑智郡邑南町市木地内広島県境から浜田市下府町355番地先まで
高速自動車国道（中国横断自動車道・尾道松江線）	雲南市吉田町吉田地内広島県境から松江市乃白町971番先まで
高速自動車国道（山陰自動車道）	松江市宍道町伊志見671番32先から出雲市知井宮町1504番4地先まで
一般国道9号（安来道路）	安来市吉佐町地内鳥取県境から松江市東出雲町出雲郷831番1先まで
一般国道9号（松江道路）	松江市東出雲町出雲郷831番1先から松江市玉湯町布志名482番1先まで
一般国道9号（出雲・湖陵道路）	出雲市知井宮町字坂之下谷2394番1先から出雲市湖陵町畠村2番2先まで
一般国道9号（湖陵・多伎道路）	出雲市湖陵町畠村2番2先から出雲市多伎町久村108番1先まで
一般国道9号（多伎・朝山道路）	出雲市多伎町久村108番1先から大田市朝山町朝倉字下田ノ口921番1先まで
一般国道9号（朝山・大田道路）	大田市朝山町朝倉字下田ノ口925番先から大田市久手町刺鹿字松ノ前764番1先まで
一般国道9号（大田・静間道路）	大田市久手町刺鹿字市井169番1先から大田市静間町字野伏732番2先まで
一般国道9号（静間・仁摩	大田市静間町字後田1734番1先から大田市仁摩町大国字於才

道路)	迫 112 番 1 先まで
一般国道 9 号（仁摩・温泉津道路）	大田市仁摩町大国字五丁 45 番 1 先から大田市温泉津町福光口 241 番 9 先まで
一般国道 9 号（江津道路）	江津市嘉久志町イ 405 番先から浜田市後野町 2174 番内 1 先まで
一般国道 9 号（浜田道路）	浜田市下府町 1820 番 2 先から浜田市笠柄町 5 番先まで
一般国道 9 号（浜田・三隅道路）	浜田市原井町 2298 番 4 先から浜田市三隅町三隅 70 番 2 先まで
一般国道 9 号（益田道路）	益田市遠田町 2604 番先から益田市久城町 423 番 1 先まで
一般国道 9 号（益田道路）	益田市高津一丁目イ 1128 番 10 先から益田市須子町口 483 番 2 先まで
一般国道 9 号	安来市吉佐町地内鳥取県境から大田市静間町 977 番 1 先まで
一般国道 9 号	大田市温泉津町福光 136 番 6 先から鹿足郡津和野町野坂地内山口県境まで
一般国道 9 号（江津バイパス）	江津市渡津町 570 番 1 先から江津市嘉久志町イ 405 番先まで
一般国道 54 号	飯石郡飯南町上赤名地内広島県境から松江市宍道町佐々布 204 番 1 先まで
一般国道 184 号	出雲市斐川町併川字神立 486 番 1 地先から出雲市渡橋町 1250 番地先まで
一般国道 191 号	益田市飯浦町地内山口県境から益田市中吉田町 281 番 2 先まで
一般国道 431 号	松江市打出町 250 番 1 先から松江市末次町 86 番 2 先まで
一般国道 431 号	出雲市大島町 56 番 3 先から出雲市長浜町 3057 番 12 先まで
一般国道 485 号（松江だんだん道路）	松江市下東川津町 821 番 1 先から松江市矢田町 505 番 1 先まで
主要地方道 松江鹿島美保関線	松江市袖師町 3 番先から松江市末次町 86 番 2 先まで
主要地方道 松江木次線	松江市西嫁島二丁目 113 番 1 地先から松江市乃白町 514 番 1 地先まで

主要地方道 宍道インター線	松江市宍道町佐々布 3476 番 3 先から松江市宍道町佐々布 2159 番 34 先まで
主要地方道 出雲大社線	出雲市高松町 772 番 1 地先から出雲市渡橋町 765 番 1 地先まで
主要地方道 湖陵掛合線	出雲市湖陵町差海 399 番 1 先から出雲市湖陵町畠村 2 番 2 先まで
主要地方道 仁摩邑南線	大田市仁摩町仁万 534 番地 2 先から大田市仁摩町大国 36 番地 4 先まで
一般県道 東出雲馬潟港線	松江市東出雲町出雲郷 718 番 4 先から松江市八幡町 795 番 5 先まで
一般県道 馬潟港線	松江市富士見町 2 番先から松江市馬潟町字帰り木 38 番 1 先まで
一般県道 出雲空港宍道線	出雲市斐川町莊原 2422 番地先から松江市宍道町伊志見 486 番 5 地先まで
一般県道 出雲空港線	出雲市斐川町沖洲 2540 番地先から出雲市斐川町莊原 2422 番地先まで
一般県道 斐川上島線	出雲市斐川町直江 5092 番 2 地先から出雲市斐川町直江 3612 番 1 地先まで
一般県道 出雲インター線	出雲市知井宮町 1504 番 4 地先から出雲市大島町 23 番地先まで
一般県道 出雲多伎インター線	出雲市多伎町多岐 118 番 20 地先から出雲市多伎町久村 2323 番 1 地先まで
一般県道 吉田掛合インター線	雲南市吉田町吉田 4314 番 8 先から雲南市吉田町吉田 4771 番 1 先まで
一般県道 池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字下田ノ口 279 番 5 先から大田市朝山町朝倉字城蓮 738 番 1 先まで
一般県道 江津インター線	江津市嘉久志町イ 1681 番 6 先から江津市嘉久志町イ 421 番 2 先まで
一般県道 浜田商港線	浜田市長浜町 768 番先から浜田市長浜町 230 番 6 先まで
一般県道 浜田商港線（複）	浜田市長浜町 1379 番 2 先から浜田市長浜町 768 番先まで

線)	
一般県道 浜田港インター線	浜田市熱田町 525 番地先から浜田市熱田町 255 番地 7 先まで
一般県道 久城インター線	益田市高津一丁目イ 1128 番 45 先から益田市久城町 423 番 1 先まで
一般県道 蟠竜湖線	益田市高津町イ 2548 番 1 地先から益田市高津町イ 2571 番 2 地先まで
一般県道 石見空港線	益田市内田町イ 689 番地先から益田市高津町イ 2548 番 1 地先まで
一般県道 石見空港飯田線	益田市高津町イ 2338 番 3 地先から益田市飯田町 1282 番地先まで
市道 中島 3 号線	安来市赤江町字武嶺 1891 番 2 先から安来市赤江町字武嶺 1953 番 1 先まで
市道 打出 2 号線	松江市打出町 210 番先から松江市打出町 237 番 1 先まで
市道 後谷中央線	松江市打出町 237 番 1 先から松江市東長江町 902 番 56 先まで
市道 後谷 4 号線	松江市東長江町 902 番 61 先から松江市東長江町 902 番 26 先まで
市道 工業団地 2 号線	松江市東出雲町錦浜 583 番地 37 先から松江市東出雲町錦浜 583 番地 37 先まで
市道 出雲郷・東灘線	松江市東出雲町錦新町一丁目 6 番 7 号先から松江市東出雲町錦浜 583 番地 37 先まで
市道 空口線	大田市温泉津町吉浦 374 番 7 先から大田市温泉津町吉浦 149 番 2 先まで
市道 浜田 348 号線	浜田市原井町 912 番 3 先から浜田市原井町 947 番 1 先まで
市道 浜田商港周布線	浜田市周布町 268 番地先から浜田市日脚町 975 番地先まで
市道 周布 17 号線	浜田市日脚町 975 番地先から浜田市周布町 1070 番 1 地先まで
市道 中吉田久城線	益田市乙吉町イ 75 番 3 地先から益田市久城町 66 番 2 地先まで
臨港道路 江島幹線	松江市八束町江島地内鳥取県境から松江市八束町江島字新中浦 1128 番 113 先まで

臨港道路 福井 1号線	浜田市原井町 2247 番 1 先から浜田市熱田町 2135 番 1 先まで
臨港道路 福井 4号線	浜田市熱田町 1936 番 2 先から浜田市熱田町 290 番 7 先まで
臨港道路 1号線 (幹線)	浜田市三隅町向野田 2373 番 2 地先から浜田市三隅町岡見 6323 番 3 先まで

様式第1号(第4条関係)

信号機設置・管理申請書	
年　月　日	
島根県公安委員会様	
申請者住所 氏名又は名称及び代表者氏名	
用途及び理由	
設置場所	(路線名) (地先)
設置期間	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日
設置・管理責任者住所、氏名	
設置・管理費用負担者	
信号機の種別、 型式及び取扱方法	
設置後の維持 管理方法	

注：1 設置場所、現場見取図を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号(第4条関係)

信号機設置・管理委任書	
島交企公 第 号 年 月 日	
住 所 様	
島根県公安委員会印	
道路交通法第5条第2項、島根県道路交通法施行細則第4条の規定により、次のとおり信号機の設置・管理を委任します。	
用途及び理由	
設置場所	(路線名) (地先)
設置期間	自 年 月 日 至 年 月 日
信号機の種別 型 式	
条 件	
遵守事項	
<ol style="list-style-type: none"><li>信号機の運用については、所轄警察署長の指示に従うこと。</li><li>信号機を撤去する必要が生じた場合には、事前に所轄警察署長に連絡すること。</li><li>設置期間が経過した場合は、速やかに撤去すること。</li><li>設置期間を延長する必要が生じた場合には、その理由及び期間変更の日を所轄警察署長に連絡すること。</li><li>信号機を撤去した場合には、本委任書を速やかに所轄警察署長を経由して返納すること。</li></ol>	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第3号(第6条関係)

(表)

第	号
通行禁止除外指定車	
車両番号 _____	
除外する区域 又は道路の区間 _____	
有効期限 年 月 日まで _____ 年 月 日	
島根県公安委員会 印	

注：縁線の色は黄色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、島根県公安委員会が規制した車両通行禁止の当該道路を通行するとき、自動車の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 2 この標章は、指定車両により指定道路を通行する場合にのみ有効です。
- 3 指定道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行してください。
- 4 現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。
- 5 標章を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出してください。
- 6 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 7 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。
  - (1) 有効期限が経過したとき。
  - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
  - (3) 使用する必要がなくなったとき。
  - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

注：用紙の大きさは、日本産業規格B列6番とする。

様式第4号(第6条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車	第                  号
	年    月    日
使用中	
車両番号	号
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両	
<u>運転者の連絡先／用務先</u> 別紙のとおり	
有効期限	年    月    日まで
島根県公安委員会 印	

- 注：1 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者等 使用中」と記載する。その他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて「緊急往診使用中」等、具体的な用務のために使用中であることが分かるよう記載すること。
- 2 あらかじめ使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載すること。
- 3 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章について、本人が使用する特定の車両がない場合は、当該標章中の「車両番号                  号」の記載を二重線で抹消すること。
- 4 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該標章中の「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の記載を二重線で抹消すること。
- 5 当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させること。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。

5 標章を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出してください。

6 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

7 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

※被交付者

住所

氏名 \_\_\_\_\_

注：1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合は、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。

2 被交付者が法人等である場合は、当該法人等の所在地及び担当部署等を記載する。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

## 様式第6号(第6条関係)

除外標章交付申請書	
年　月　日	
島根県公安委員会 殿	
住 所 ( 所 在 地 )	
ふ り が な	
氏 名 ( 名 称 )	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号	
除 外 を 受 け よ う と す る 期 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 区 間	
除 外 を 受 け よ う と す る 理 由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する。 <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する。
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第7号(第6条関係)

除外標章再交付申請書	
年　月　日	
島根県公安委員会 殿	
住 所 ( 所 在 地 )	
ふ り が な	
氏 名 ( 名 称 )	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第8号(第6条関係)

除外標章記載事項変更届	
年　月　日	
島根県公安委員会 殿	
住 所 ( 所 在 地 )	
ふ り が な	
氏 名 ( 名 称 )	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号(第7条関係)

表

通行禁止 歩行者用		道 路 通 行 許 可 車	第 _____号
車両登録番号	主たる運転者 氏 名		
許可する通行 禁止道路区間			
有効期限	年	月	日まで
年 月 日			
警 察 署 長 印			

縁線の色は青とする。

裏

注意事項

- 1 この標章は、島根県公安委員会が規制した車両通行禁止の当該道路を通行するとき、自動車の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 この標章は、許可車両により許可道路を通行する場合にのみ有効である。
- 3 許可道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 4 現場警察官等の指示がある場合には、これに従うこと。
- 5 有効期限を経過し、又は許可の内容に変更を生じたときは、速やかに返納すること。

注：用紙の大きさは、日本産業規格B列6番とする。

様式第10号(第8条関係)

駐車許可申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所(所在地)	
申請者 氏名(名称)	
電話	
番号標に表示 されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	
第 号	
駐車許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	
年 月 日	
警察署長印	

備考：1 申請者は太枠内を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第10号の2(第8条関係)

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 ( 所 在 地 )	
氏 名 ( 名 称 )	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第10号の3(第8条関係)

駐車許可証記載事項変更届	
年　月　日	
警察署長 殿	
住 所 ( 所 在 地 )	
氏 名 ( 名 称 )	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許 可 証 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第11号(第12条関係)

消防用自動車等使用届出書	
年　月　日	
島根県公安委員会 様	
届出者	住 所 氏 名
(電話番号 )	
用 途 ・ 目 的	
使 用 者	住 所・所在 地
	氏 名・名 称
自 動 車	種 類、車 名
	年 式、型 式
	車 両 番 号
使 用 の 本 抱	位 置
	名 称
装 備 の 状 況	
(備考) 年　月　日　島根県公安委員会(届)第　　号届出確認	

注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 12 号(第 12 条関係)

島根県公安委員会(届)第 号 年 月 日	
緊急自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 消防用 <input type="checkbox"/> 救急用 届出確認書	
島根県公安委員会 <input type="checkbox"/>	
下記の自動車は、 として届出のあったことを確認する。	
用 途 ・ 目 的	
使 用 者	住 所 ・ 所 在 地
	氏 名 ・ 名 称
自 動 車	種 類、車 名
	年 式、型 式
	車 台(登録)番号
使 用 の 本 抱	位 置
	名 称
装 備 の 状 況	

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第 13 号(第 12 条関係)

島根県公安委員会(届)第 号 年 月 日	
道路維持作業用自動車届出確認書	
島根県公安委員会 印	
下記の自動車は、道路維持作業用自動車(道路交通法施行令第 14 条の 2 第 1 号)として届出のあったことを確認する。	
用 途 ・ 目 的	
使 用 者	住 所 ・ 所 在 地
	氏 名 ・ 名 称
自 動 車	種 類、車 名
	年 式、型 式
車	車台(登録)番号
使 用 の 本 拠	位 置
	名 称
装 備 の 状 況	

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第14号(第13条関係)

緊急自動車等指定申請書	
年　月　日	
島根県公安委員会様	
申請者	住 所 氏 名 (電話番号 )
用途・目的	
使用者	住所・所在地 氏名・名称
自動車	種類、車名 年式、型式 車両番号
使用の本拠	位 置 名 称
(備考) 年　月　日 島根県公安委員会(指)第 号指定	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 15 号(第 13 条関係)

島根県公安委員会(指)第 号 年 月 日	
緊急自動車等指定書	
島根県公安委員会 <input type="button" value="印"/>	
下記自動車を として指定する。	
用途・目的	
使用者	住所・所在地
	氏名・名称
自動車	種類、車名
	年式、型式
	車台(登録)番号
使用の本拠	位置
	名称
(備考)	

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

## 様式第16号(第14条関係)

届出確認書等記載事項変更届		
年　月　日		
島根県公安委員会 様		
届出者 住 所 氏 名		
(電話番号 )		
用 途 ・ 目 的		
指 定 書 ・ 届出確認書	交付年月日	年　月　日
	交付番号	島根県公安委員会( ) 第 号
変 更 し た 事 項	新	
	旧	
変 更 し た 理 由		

注 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第17号(第14条関係)

届出確認書等再交付申請書		
年　月　日		
島根県公安委員会様		
申請者　住 所 氏 名		
(電話番号　　)		
指定書・ 届出確認書	交付年月日	年　月　日
	交付番号	島根県公安委員会(　) 第　　号
再交付申請の理由		
用途・目的		
使用者	住所・所在地	
	氏名・名称	
自動車	種類、車名	
	年式、型式	
	車両番号	
使用の本拠	位置	
	名称	

注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 様式第18号(第16条関係)

署別・整理番号

—

## 安全運転管理者に関する届出書

島根県公安委員会 様

年 月 日

選 任 ・ 解 任  
安全運転管理者を したので届け出ます。  
届出事項( )を変更

①届出者(使用人・代理人)  
住 所  
名称・氏名

(電話 — )

② 選任年月日	年 月 日			⑧名 称												
(ふりがな)				⑨位 置												
③ 安 全 運 転 管 理 者 氏 名				⑩業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 渔業 6 魚業 7 建設業 8 製造業 9 鉄小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )											
④職務上の地位	雇用主	代 表	専務	課長	その他( )											
⑤運転免許 の 有 無	有・無	⑥副 安 管 の 有 無	有(人)・無	⑪自動車台数	定員11人以上 バス	普 通	輕 型	大 型	中 型	淮 中 型	普 通	輕 型	大 型	小 型	自 二 二	計
⑦ 解 任 年 月 日	年 月 日			⑫運転者 数従												( )
解 任 届 出 欄	前任者 氏 名															
解 任 事 由	死亡 退職 転任 解任命令 その他( )			備 考												

## ※記載要領

- 1 選任の場合は⑦を除く全ての欄を、解任の場合は⑦を、両方の届出を兼ねる場合は、全ての欄を記入してください。
- 2 「⑪自動車台数」欄の「自二」は、自動二輪車の実際の台数の2分の1の数を記入し、( )内に実台数を記入してください。

## 様式第18号の2(第16条関係)

署別・整理番号 -B

## 副安全運転管理者に関する届出書

島根県公安委員会 様

年 月 日

選 任 ・ 解 任  
 副安全運転管理者を したので届け出ます。  
 届出事項( )を変更

①届出者(使用人・代理人)  
 住 所  
 名称・氏名

(電話 — )

② 選任年月日	年 月 日			⑦名称									
(ふりがな)				⑧位置									
③副安全運転管理者氏名				⑨業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 渔業 6 魚業 7 建設業 8 製造業 9 鉄小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他( )								
④職務上の地位	雇用主	代表	専務	課長	その他( )								
⑤運転免許の有無	有 無			⑩乗用車用	貨物			特殊		自	計		
⑥解任年月日				定員11人以上	普	大	中	准	普	大	小		
前任者氏名				バス	マイクロ	型	型	中型	通	型	型	( )	
解任事由	死亡 退職 転任 解任命令 その他( )			運転者数従								備考	

## ※記載要領

- 1 選任の場合は⑥を除く全ての欄を、解任の場合は⑥を、両方の届出を兼ねる場合は、全ての欄を記入してください。
- 2 「⑩自動車台数」欄の「自二」は、自動二輪車の実際の台数の2分の1の数を記入し、( )内に実台数を記入してください。

様式第18号の3(第16条関係)

運転管理経歴証明書

事業所名		
氏名		
勤務期間	勤務先の名称	職名及び業務内容
～		
～		
～		
～		
～		
上記のとおり相違ありません。		
島根県公安委員会 様		
年 月 日		
(使用者) 住 所 名称・氏名		

この用紙は、「安全運転管理者に関する届出書」及び「副安全運転管理者に関する届出書」に添付してください。

運転管理経歴の内容は、安全運転管理者に必要とされる要件を満たす程度のもので構いません。

様式第 20 号(第 17 条関係)

安全運転管理者教習申請書				
年 月 日				
島根県公安委員会様				
(使用者) 住 所 名称・氏名				
教習を受けよう とする者	(ふりがな) 氏 名	-----	生年月日	年 月 日 歳
	住 所			
事 業 所	名 称			
	所 在 地			
	職 務 上 の 地 位			
教習を受けよう とする者の運転 管理又は運転の 経験等	自動車の運転管理に関する実務経歴 年 月 自動車の運転の経歴 年 月 その他			
備 考				

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第 21 号(第 17 条関係)

第 号

教 習 修 了 証

様

あなたは道路交通法施行規則第 9 条の 9 第 1 項第 2 号の規定に基づく安全運転管理に関する教習を修了したことを証する。

年 月 日

島根県公安委員会

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第22号(第18条関係)

安全運転管理者等資格認定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(使用者)

住 所  
名称・氏名

次のとおり 安全運転管理者 副安全運転管理者 の資格認定の申請をします。

資格認定を受けようとする人	(ふりがな) 氏 名	-----	生年 月日	年 月 日
	住 所	歳		
事業所	名 称			
	所 在 地			
	職務上の地位			
資格認定を受けようとする人の運転管理経歴等		自動車の運転の管理に関する実務経歴	年 月	
		自動車の運転の経歴	年 月	
		その他( )	年 月	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 23 号(第 18 条関係)

第号
資格認定証
様
あなたを道路交通法施行規則 第9条の9第1項第2号の規定に基づき自動車の運転 第9条の9第2項第2号
の管理に関し 安全運転管理者と同等以上の能力を有する者と認定する。 副安全運転管理者
年月日
島根県公安委員会 印

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第 24 号(第 19 条関係)

安全運転管理者 解任命令書  
副安全運転管理者

年　月　日

住 所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第 74 条の 3 第 6 項の規定に基づき、次の理由により  
の解任を命じます。

安全運転管理者 等 の 氏 名	
解 任 の 理 由	
参 考 事 項	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 列 4 番とする。

様式第24号の2(第19条関係)

自動車の使用者に対する是正措置命令書

年　月　日

住 所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、次の理由により必要な措置をとるよう是正することを命じます。

是正を命ぜる自動車の 使 用 者 等 の 氏 名	
是 正 の 理 由	
参 考 事 項	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 25 号(第 19 条の 2 関係)

安全運転管理報告・資料提出命令書

年　月　日

様

島根県公安委員会

道路交通法第 75 条の 2 の規定により次の報告等を命じます。

報告を求める事項又は提出を命ずる資料名	
報告又は資料の提出を命ずる理由	

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第 26 号(第 22 条関係)

道路使用の許可の取消(停止)通知書	
年　月　日	
住 所	
様	
警察署長 <input type="checkbox"/>	
次の理由により、	
道路使用の許可を <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取り消した 年 月 日から 年 月 日まで停止した</span> ので通知します。	
許可証の番号	
許可の年月日	
理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本産業規格 A4 番とする。

様式第26号の2(第23条の2関係)

適性検査受検命令書	
年      月      日	
住 所 様	
島根県公安委員会 <input type="button" value="印"/>	
道路交通法 <input type="checkbox"/> 第90条第8項 <input type="checkbox"/> 第103条第6項 の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。	
なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の <input type="checkbox"/> 拒否又は保留 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 取消し又は効力の停止 <input type="checkbox"/> 効力の停止 の処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注：1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の3(第23条の2関係)

診断書提出命令書	
住 所	年      月      日
様	島根県公安委員会 印
道路交通法 <input type="checkbox"/> 第90条第8項 <input type="checkbox"/> 第103条第6項 の規定により、下記のとおり	
道路交通法施行規則 <input type="checkbox"/> 第18条の4第2項 <input type="checkbox"/> 第29条の5第2項 に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。	
なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の	
<input type="checkbox"/> 拒否又は保留 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 取消し又は効力の停止 <input type="checkbox"/> 効力の停止 の処分を受けることとなります。	
診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

注：1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、処分の理由とされる事由に係る主治医(かかりつけ医)(当該事由が認知症である場合は、認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見(当該事由が認知症である場合は、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記されているものであることです。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の4(第23条の7関係)

認知機能検査受検申請書		
年 月 日		
島根県公安委員会 様		
<p>□第97条の2第1項第3号イ及びロ 道路交通法 □第101条の4第2項 に規定する検査を手数料を添えて申請します。 □第101条の7第1項</p>		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
検 査 手 数 料		

注：用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の5(第23条の7関係)

にんちきのうけんさけつかつうちしょ  
認知機能検査結果通知書

じゅう 住 所  
し 氏 名  
せいねんがつ び 生 年 月 日  
けんさねんがつ び 檢 查 年 月 日  
けんさばしょ 檢 查 場 所

そぞうてん 総合点  てん 点  
(A) てん 点  
(B) てん 点

きおくりょく はんだんりょく ひく にんちしょう  
記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがあります。

きおくりょく はんだんりょく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいす おく けいこう  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向  
がみられます。  
こんご うんてん じゅうぶんちゅうい いし かぞく そうだん すす  
今後の運転について十分注意とともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。  
りんじてきせいけんせんもんい しんだん う また いし しんだんしょ ていしゅつ し こうあんいいん  
また、臨時適性検査(専門医による診断)を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員  
かい  
会からあります。  
しんだん けつか にんちしょう はんめい うんてんめんきょとりけ ていし ぎょうせいしょぶん たいじょう  
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象と  
なります。

うんてんめんきょしようとうこうしんでつづき さい  
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会  印

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第26号の6(第23条の7関係)

にんちきのうけんさけつかつうちしょ  
認知機能検査結果通知書

じゅう 住 所  
し 氏 名  
せいねんがつび 生 年 月 日  
けんさねんがつび 檢査年月日  
けんさばしょ 檢査場所

にんちしよう きじゅん がいとう  
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか きおくりよく はんだんりょく ていか いみ  
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するものではありません。  
こじんさ かれい にんちきのう しんたいきのう へんか じぶんじしん じょうたい つね じかく  
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚し  
おう うんてん たいせつ  
て、それに応じた運転をすることが大切です。  
きおくりよく はんだんりょく ていか しんごうむし いちじふていし いはん しんろへんこう あいす おく けいこう  
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向  
こんご うんてん じゅうぶんちゅうい  
がみられますので、今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきょしょうとう こうしんてつづき さい しょめんかなら じさん  
運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第26号の7(第23条の7関係)

(裏面)

にんちきのうけんさ はんてい けいさんとう  
認知機能検査の判定や計算等について

そぞうてん はんてい  
総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりょく はんだんりょく ひく 記憶力・判断力が低くなっています、認知症のおそれがある。
----------------	---

はんてい きじゅん てんすう てん にんちきのうけんさ けっか にんちしうせんもんい しんだんけっか かんけい とうけいてき  
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に  
ぶんせき さだ  
分析して定められたものです。  
にんちきのうけんさ きおくりょく はんだんりょく じょうきょうかんい けんさ かくにん にんちしう しんだん  
認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を  
おこな  
行うものではありません。  
そぞうてん てんみまん ただ にんちしう しめ  
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。  
てんないじょう からら にんちしう しめ きおくりょく はん  
また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判  
だんりょく ふあん かた ちか いりょうきかんとう そうだん すす  
断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。  
にんちしう めんきょ と け  
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消される  
けいさつ れんらく いし しんだん う  
わけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。  
にんちしう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかい けんさ けっか ごしつもん  
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問  
かた にんちきのうけんさ おこな す とどうふけんけいさつ うんてんめんきよたんとうか と あ  
のある方は、認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

そぞうてん けいさん  
総合点の計算

そぞうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ  
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。  
ただ かいとう おお そぞうてん たか  
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。  
そぞうてん  
総合点 =  $2.499 \times A + 1.336 \times B$   
Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回  
とう てんすう  
答すると点数がつきます。  
ねん がつ ひ ようび じこく ただ かいとう てんすう  
Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数で  
ただ かいとう てんすう  
す。正しく回答すると点数がつきます。

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第26号の8(第23条の8関係)

運転技能検査受検申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

道路交通法  第97条の2第1項第3号イ及びハ(取得)  第101条の4第3項(更新) に規定する検査を手数料を添えて申請します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
検 査 手 数 料		

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第26号の9(第23条の8関係)

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日において、道路交通法第 条 に規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運転技能検査の結果	点
-----------	---

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとして、又は受けている者

(合格基準)

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

島根県公安委員会 印

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第27号(第24条関係)

島根県公安委員会指令( )第 号

運転免許試験合格決定取消通知書

年 月 日

住所

様

島根県公安委員会

道路交通法第97条の3第1項の規定により、次のとおり運転免許試験の合格を取り消しましたので通知します。

運転免許の種類			
運転免許試験の合格年月日	年 月 日		
運転免許証の番号	第 号	年 月 日	公安委員会交付
取消しの理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第27号の2(第24条の3関係)

届出書

年 月 日

島根県公安委員会 様

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

届出医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日生( 歳)		
病 名				
症 状				
参考事項				

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の3(第24条の4関係)

確認要求書

年 月 日

島根県公安委員会 様

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求める。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	男・女	
生年月日	年 月 日生( 歳)		

(回答書送付先)

医療機関名	
所 在 地	〒 —
電 話 番 号	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の4(第24条の4関係)

回 答 書

年 月 日

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第101条の6第2項の規定により下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名			男・女
	生年月日	年 月 日生( 歳)		
運転免許の有無		対象者は、 年 月 日現在、 運転免許を <input type="checkbox"/> 受けた者である。 <input type="checkbox"/> 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法第134条第1項(秘密漏示)の規定が適用されます。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号の5(第24条の5関係)

届出移送通知書	
第 年 月 日 号	
公安委員会 様	
島根県公安委員会 印	
道路交通法第101条の6第4項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付します。	
記	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
理 由	
備 考	

注：1 医師の届出に係る受理票(写)等を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号(第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、通知します。

なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、

臨時適性検査の通知(運転免許の保留)  
 運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知(運転免許の保留) を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注：1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知(運転免許の保留)」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかつたと認められる場合には、「臨時適性検査の通知(運転免許の保留)」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の2(第25条関係)

臨時適性検査通知書	
年 月 日	
住 所 様	
島根県公安委員会 印	
道路交通法 <input type="checkbox"/> 第 102 条第 4 項 <input type="checkbox"/> 第 102 条第 5 項 <input type="checkbox"/> 第 107 条の4第1項] に規定する適性検査を下記のとおり実施します	
ので、通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、 <input type="checkbox"/> 運 転 免 許 の 取 消 し <input type="checkbox"/> 運 転 免 許 の 効 力 の 停 止 <input type="checkbox"/> 国際運転免許証等による運転の禁止] の処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注：1 運転免許を受けた方又は国際運転免許証等により運転している方が、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止並びに国際運転免許証等による運転の禁止の処分を受けることはありません。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の2の2(第25条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の取消しの処分を受けることとなりますので、御注意ください。

拒否  
保留  
取消し  
効力の停止

適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)	
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)	
備考	

注：1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、島根県警察本部運転免許課に提出してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の2の3(第25条関係)

臨時適性検査通知書

年　月　日

住 所

様

島根県公安委員会

あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。 拒否

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 保留 の処分  
受けとりますので、御注意ください。 取消し 効力の停止

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日 (診断書を提出する期日)	
適性検査を行う場所 (診断書を提出する場所)	
備考	

注：1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断の結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。

2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、島根県警察本部運転免許課に提出してください。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の3(第25条関係)

臨時適性検査通知書  
(仮運転免許)

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会 印

道路交通法第102条第4項に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の4(第25条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)	
年      月      日	
住 所	様
島根県公安委員会 国	
道路交通法 <input type="checkbox"/> 第102条第4項 <input type="checkbox"/> 第102条第5項 に規定する適性検査を下記のとおり実施しますので、通知します。	
なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 注：1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、仮運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合(一定の場合を除く。)のことです。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の4の2(第25条関係)

診断書提出命令書

年　月　日

住 所

様

島根県公安委員会 印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第一項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許	が拒否される	が保留される	こととなりますので、御注意ください。
	が取り消される		
	の効力が停止される		

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第28号の4の3(第25条関係)

診断書提出命令書

年　月　日

住 所

様

島根県公安委員会

あなたは、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許 が保留される  
が取り消される

こととなりますので、御注意ください。

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第28号の4の4(第25条関係)

診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

島根県公安委員会

道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、

拒否又は保留

運転免許の 保 留 の処分を受けることとなります。  
取 消 し

効力の停止

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診 断 書 の 提 出 先	
備 考	

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

### 様式第28号の5(第25条の2関係)

### 運転経歴証明書等交付・再交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の6(第25条の2関係)

運転経歴証明書等記載事項変更届

年　月　日

島根県公安委員会 様		フリガナ				代理の場合は続柄				
(注) 生年月日 年月日		届出者氏名								
太 枠 の 中 だ け お 書 き く だ さ い 。	免許証(運転経歴証明書)番号		第 号			電話番号(自宅又は携帯)				
	マイナ 免許証 (マイナ経歴証明書)番号		第 号							
処理	住所	氏名	住+氏	呼び名修正	生年月日・性別	同時受理	受付場所	資料区分	運転経歴証明書	
	1	2	3	8	50	再交付			36-B9	
登録(交付)年月日					登録(照会)番号					
<table border="1"><tr><td>確認物</td><td><input type="checkbox"/>マイナンバーカード <input type="checkbox"/>住民票 <input type="checkbox"/>郵便物 <input type="checkbox"/>その他</td></tr></table>									確認物	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> その他
確認物	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> その他									

※変更する項目のみ記載してください。

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	
本籍・国籍等			
住所	島根県	市	町
		郡	村

[現に受けている運転経歴証明書]

別添のとおり

登録者	確認者

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の7(第25条の3関係)

運転経歴証明書返納届

年　月　日

島根県公安委員会 様

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	
記載事項変更の有無		有・無	

[現に受けている運転経歴証明書]  別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号の8(第25条の3関係)

運転経歴情報抹消届

年　月　日

島根県公安委員会 様

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	
記載事項変更の有無		有・無	

[現に受けている運転経歴情報]  別添のとおり

登録者	確認者

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第30号(第27条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																	
年　月　日																	
島根県公安委員会 様																	
氏名・生年月日									年　月　日								
住所																	
審査に係る 緊急自動車の種類		大型		中型		準中型		普通		大自二		普自二		小型二輪			
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会														
	交付年月日		年　月　日				有効期限				年　月　日						
	免許証番号又は 免許情報記録の番号		第												号		
	免許年月日		年　月　日														
	二・小・原他		年　月　日														
	二種		年　月　日														
	免許の種類		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
			型	型	中	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二
	免許の条件等																
	緊急自動車の使用者		所在地														
職名																	
氏名																	

注：1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第31号(第27条の3関係)

	受理年月日	年 月 日
	受 理 番 号	

資格審査申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する資格審査について申請します。

住 所	
氏 名	
生年月日	

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第32号(第27条の3関係)

受理年月日	年 月 日
受 理 番 号	

講習受講申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する講習の受講について手数料を添えて申請します。

住 所	
氏 名	
生年月日	

※ 講習項目の一部について免除される場合は、補充講習等の修了証の写しを添付すること。

島根県収入証紙はり付け欄

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第1号（第4条関係）

（平9公委規則4・令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平19公委規則15・全改、令元公委規則2・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

（平19公委規則15・全改、令元公委規則2・令2公委規則8・一部改正）

様式第4号の2 削除

（平19公委規則15）

様式第5号 削除

（平19公委規則15）

様式第6号（第6条関係）

（令7公委規則12・全改）

様式第7号（第6条関係）

（令7公委規則12・全改）

様式第8号（第6条関係）

（令7公委規則12・全改）

様式第9号（第7条関係）

（平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正）

様式第10号（第8条関係）

（令7公委規則12・全改）

様式第10号の2（第8条関係）

（令7公委規則12・追加）

様式第10号の3（第8条関係）

（令7公委規則12・追加）

様式第11号（第12条関係）

（平15公委規則20・全改、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正）

様式第12号（第12条関係）

（平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正）

様式第13号（第12条関係）

(平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正)

様式第14号（第13条関係）

(平15公委規則20・全改、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第15号（第13条関係）

(平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正)

様式第16号（第14条関係）

(平15公委規則20・全改、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第17号（第14条関係）

(平15公委規則20・全改、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第18号（第16条関係）

(平15公委規則3・全改、平19公委規則11・平29公委規則1・一部改正)

様式第18号の2（第16条関係）

(平15公委規則3・全改、平19公委規則11・平29公委規則1・一部改正)

様式第18号の3（第16条関係）

(平15公委規則3・追加、令2公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第19号 削除

(令4公委規則2)

様式第20号（第17条関係）

(平9公委規則4・令元公委規則2・令2公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第21号（第17条関係）

(平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正)

様式第22号（第18条関係）

(平15公委規則20・全改、令元公委規則2・令2公委規則2・令3公委規則8・一部改正)

様式第23号（第18条関係）

(平9公委規則4・令元公委規則2・一部改正)

様式第24号（第19条関係）

(平9公委規則4・平10公委規則5・平19公委規則11・平28公委規則4・令元公委規則2・一部改正)

様式第24号の2（第19条関係）

(令4公委規則14・追加)

様式第25号（第19条の2関係）

（昭62公委規則5・追加、平9公委規則4・旧様式第25号の2繰上・一部改正、  
令元公委規則2・一部改正）

様式第26号（第22条関係）

（平9公委規則4・平28公委規則4・令元公委規則2・一部改正）

様式第26号の2（第23条の2関係）

（平14公委規則9・追加、平21公委規則8・令元公委規則2・一部改正）

様式第26号の3（第23条の2関係）

（平14公委規則9・追加、平21公委規則8・平29公委規則1・令元公委規則  
2・一部改正）

様式第26号の4（第23条の7関係）

（平21公委規則8・追加、平26公委規則6・平29公委規則1・令元公委規則  
2・令4公委規則9・令7公委規則7・一部改正）

様式第26号の5（第23条の7関係）

（令4公委規則9・全改、令7公委規則7・一部改正）

様式第26号の6（第23条の7関係）

（令4公委規則9・全改、令7公委規則7・一部改正）

様式第26号の7（第23条の7関係）

（令4公委規則9・全改、令7公委規則7・一部改正）

様式第26号の8（第23条の8関係）

（令4公委規則9・全改、令7公委規則7・一部改正）

様式第26号の9（第23条の8関係）

（令4公委規則9・追加、令7公委規則7・一部改正）

様式第27号（第24条関係）

（平17公委規則10・全改、平28公委規則4・令元公委規則2・一部改正）

様式第27号の2（第24条の3関係）

（平26公委規則6・追加、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正）

様式第27号の3（第24条の4関係）

（平26公委規則6・追加、令元公委規則2・令3公委規則8・一部改正）

様式第27号の4（第24条の4関係）

(平26公委規則6・追加、令元公委規則2・一部改正)

様式第27号の5(第24条の5関係)

(平26公委規則6・追加、令元公委規則2・一部改正)

様式第28号(第25条関係)

(平14公委規則9・全改、平21公委規則8・令元公委規則2・一部改正)

様式第28号の2(第25条関係)

(平14公委規則9・追加、平21公委規則8・令元公委規則2・一部改正)

様式第28号の2の2(第25条関係)

(平21公委規則8・追加、平29公委規則1・令元公委規則2・令4公委規則9・一部改正)

様式第28号の2の3(第25条関係)

(令4公委規則9・追加)

様式第28号の3(第25条関係)

(平14公委規則9・追加、平21公委規則8・令元公委規則2・一部改正)

様式第28号の4(第25条関係)

(平14公委規則9・追加、平21公委規則8・平29公委規則1・令元公委規則2・一部改正)

様式第28号の4の2(第25条関係)

(平29公委規則1・追加、令元公委規則2・令4公委規則9・一部改正)

様式第28号の4の3(第25条関係)

(令4公委規則9・追加)

様式第28号の4の4(第25条関係)

(令4公委規則9・追加)

様式第28号の5(第25条の2関係)

(令7公委規則7・全改)

様式第28号の6(第25条の2関係)

(令7公委規則7・全改)

様式第28号の7(第25条の3関係)

(令7公委規則7・追加)

様式第28号の8(第25条の3関係)

(令7公委規則7・追加)

様式第 29 号 削除

(令 4 公委規則 9 )

様式第 30 号 (第 27 条関係)

(令元公委規則 6 ・全改、令 3 公委規則 8 ・令 4 公委規則 9 ・令 7 公委規則 7 ・一部改正)

様式第 31 号 (第 27 条の 3 関係)

(平 22 公委規則 6 ・追加、令元公委規則 2 ・令 4 公委規則 9 ・一部改正)

様式第 32 号 (第 27 条の 3 関係)

(平 21 公委規則 4 ・追加、平 22 公委規則 6 ・旧様式第 31 号繰下 ・一部改正、  
令元公委規則 2 ・令 4 公委規則 9 ・一部改正)